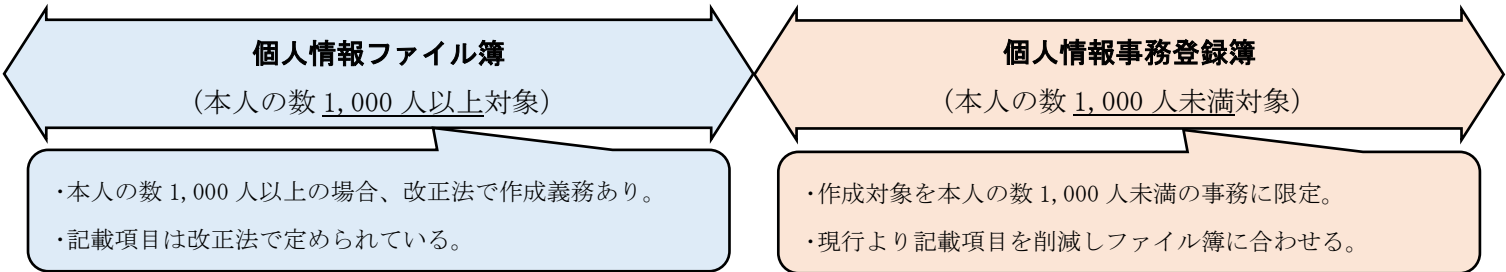


個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿の整理について

項目	改正個人情報保護法（以下「改正法」）	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」）
個人情報ファイル簿の作成・公表	<p>保有している個人情報ファイルについて、原則として、個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない。(改正法 75 条 1～4 項)</p> <p>※個人情報ファイル・個人情報ファイル簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイルとは、個人情報を含む情報の集合物（個人情報のデータベース等）のこと。</li> <li>・個人情報ファイル簿とは、個人情報ファイルの概要（あらまし）を記載した帳簿</li> <li>・一定の要件（本人の数 1,000 人未満等）に該当する個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成義務がない。</li> </ul>	<p>—</p>
個人情報事務登録簿の作成・公表	<p>個人情報ファイル簿の作成対象外である、本人の数 1,000 人未満の個人情報ファイルを使用する事務について、個人情報事務登録簿を作成・公表しなければならない。(要綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成する個人情報事務登録簿は、<u>現行よりも記載項目を削減した簡易的なものとする。</u></li> <li>・記載内容は個人情報ファイル簿と合わせる。</li> <li>・既に作成済の個人情報事務登録簿については、<u>情報公開広聴課にて一括して簡易的なものに移行を行う。</u></li> </ul>	<p>個人情報を取り扱う事務について、個人情報事務登録簿を作成・公表しなければならない。(条例 7 条)</p> <p>※個人情報事務登録簿</p> <p>個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務について掲載した帳簿</p> <p>改正法における個人情報ファイル簿のような、本人の数による作成範囲の限定はない。</p>
<p><b>【参考】個人情報ファイル簿と個人情報事務登録簿の住み分け</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		